

# 八代市役所本庁舎エレベーター内広告の設置事業者募集要領

## 1 概要

八代市は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする広告事業を行っています。その一環として、今回市役所のエレベーター内に広告を掲載するための広告枠及び広告の製作、設置、維持管理をしていただく事業者又は広告代理店（以下「事業者等」という。）を募集します。

## 2 設置場所等

### (1)設置場所

施設名 八代市役所 本庁舎内 エレベーター（2基）

所在 八代市松江城町1番25号

エレベーター内壁面（図・写真）参照

The diagram shows the layout of the building with various departments labeled: 議会駐車場 (Council Parking), 国保ねんきん課 (National Health Insurance and Pension), 会計課 (Accounting), こども未来課 (Children's Future), 納税課 (Tax), 市民課 (Citizens), 市民税課 (Municipal Tax), 情報プラザ (Information Plaza), 資産税課 (Asset Tax), 健康福祉政策課 (Health and Welfare Policy), 障がい者支援課 (Disability Support), エレベーター (Elevator), 男子手洗 (Men's Restroom), 女子手洗 (Women's Restroom), 長寿支援課 (Elderly Support), (旧) 食堂 (Former Canteen), and 一般駐車場 (General Parking). A red box highlights the elevator location, with red arrows pointing to two photographs of the elevator interior. The top photo shows the elevator lobby area with a yellow tactile paving strip. The bottom photo shows the elevator wall with a black rectangular frame indicating the advertisement space. A box at the bottom of the diagram is labeled '広告枠・広告スペース' (Advertisement Frame/Advertisement Space).

### (3)本庁舎の概要

#### ア 概要

本庁舎は、地下1階から地上5階までの建物で、企画戦略部、総務部、市民協働部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林水産部、建設部、会計課、議場等が配置されています。

また、本庁舎には約600人の職員が勤務しており、支所等の他庁舎職員も多数訪れます。

## イ 来庁者数等

月間約 10,000 人以上の市民等が来庁し 1 日中往来があります。

エレベーター内広告は、多くの来庁者の目に触れ、高い広告効果が期待できます。

※上記、来庁者数については、エレベーター利用者の実数が把握できないため、本庁 1 階窓口（市民課・市民税課）での証明書等の発行件数を計上しており、この人数はあくまで参考であり来庁者を保証するものではありません。

## 3 エレベーター内広告の仕様等

### (1) 広告スペースのサイズ

設置場所	募集枠数	広告スペースのサイズ
右側エレベーター	1 枠	縦 728 mm×横 515 mm (B2 サイズ)
左側エレベーター	1 枠	縦 728 mm×横 515 mm (B2 サイズ)

※エレベーター 2 基、合わせての募集となります。

※ただし、広告掲載物のサイズ・掲載方法は、上の広告スペース内であれば原則として自由としますが、必ず事前に相談をしてください。

### (2) 広告枠・広告内容等

① 広告枠の材質は、フレーム：アルミ押し出し成形、コーナー：ABS 樹脂、

前板：透明板 PVC1.0 mm、背板：アルミ 1.0 mm 板

※外形寸法/788mm×575mm×21mm 中紙寸法/728mm×515mm

※広告枠は、エレベーター壁面に確実に固定してください。

※材質については、同等品以上とします。

② 広告の掲載場所は、入口から向かって右側壁面で、広告枠の設置については、本市と協議してください。

③ 広告内容については、八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準を遵守し、広告掲載前に市の事前審査を受けてください。

④ 広告枠内に、広告である旨をわかりやすく表記してください。

## 4 設置期間

平成 25 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで (3 年間)

※なお庁舎の改築若しくは建替が行われる場合はその限りではない。

## 5 広告掲載料等

### (1) 広告掲載料

① 広告掲載料の金額は最低募集価格です。

※10,000円×2基×36ヶ月=720,000円(税込) 【3ヶ年分】

設置場所	枠数	広告スペースのサイズ	広告掲載料
右側エレベーター	1 枠	縦 728 mm×横 515 mm	10,000円/月
左側エレベーター	1 枠	縦 728 mm×横 515 mm	10,000円/月

### (2) 行政財産使用料

広告掲載に係る行政財産使用料は免除とします。

(3) その他の必要経費

広告主の募集並びに広告枠及び広告の製作、設置、撤去、維持管理等に要する経費及び原状回復に要する経費については、事業者等の負担とします。

(4) 納入方法

広告掲載料は、市が指定する期日までに納入してください。

6 応募方法及び決定

(1) 応募ができる事業者等の要件及び広告掲載基準

応募ができる事業者等は、次の事項を満たし、この要領による広告等の設置を履行できる事業者等とします。

ア 広告主の募集から、広告枠及び広告等の製作、設置、撤去、維持管理まで、一連の作業が可能であること。

イ この要領を含む八代市の広告関連規程を遵守すること。

ウ 本市の市税に滞納がなく八代市が市税納付状況調査を行うことに同意すること。

エ 八代市から指名停止等措置を受けていないこと。

オ 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。

※広告主の基準については八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準の規定によります。

(2) 応募期間

平成 25 年 6 月 3 日（月）から平成 25 年 6 月 14 日（金）まで

（土曜、日曜、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで）

(3) 応募方法

広告等の設置を希望する事業者等は、次の申込書類を下記 9 の申込先に直接持参又は郵送で申し込んでください。

《申込書類》

ア. 申込書（様式 1）

イ. 見積書（様式 2）

ウ. 広告媒体の概要が分かる資料（関係図面など）

エ. 過去 3 年間に於ける広告事業関係の事業実績

オ. 法人の場合、登記簿謄本及び印鑑証明書の写し（個人の場合、住民票の写し及び印鑑証明書）

カ. 会社事業概要書

(4) 設置事業者等の決定

市は、申込書を受理した後、設置事業者等を決定します。この場合において、応募資格に係る審査等を行った上で、提示された広告掲載料が八代市の設定する広告掲載料の最低募集価格を上回るもののうち最も高い応募者を決定します。ただし、複数の事業者等が最も高い広告掲載料を提示した場合は抽選により決定します。

(5) 応募結果の通知について

市は、設置事業者等の決定後、応募した事業者等に対し、応募の結果〈様式 3〉を通知します。

(6) 設置事業者等の決定後の手続き

ア エレベーター内広告に関する協定書〈様式 4〉を締結します。

イ 事業者等はエレベーター内に広告を掲載する広告主の募集及び広告枠の製作、設置をします。

ウ 事業者等において広告主及び広告内容（広告図案）が内定したときは、広告主・広告内容承認（変更承認）申請書〈様式5〉、広告掲載申込書〈様式6〉を市に速やかに提出することとします。市は、広告関連規程に基づき審査し、広告主及び広告内容審査結果〈様式7〉を通知することとします。

エ 事業者等は、広告掲載の許可決定を受けた広告の製作を行います。

オ 広告掲載開始日に広告を指定の場所に設置します。

カ 事業者等は、広告の更新を随時行います。

## 7 協定書を締結する事業者等の遵守事項

事業者等は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準を遵守すること。
- (2) 市の承認を受けたデザイン以外の広告を納入しないこと。
- (3) 広告主に変更が生じるときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (4) 広告内容、デザイン若しくは仕様の変更又は修繕しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (5) 広告について、市から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- (6) 広告内容について、第三者からの苦情等なんらかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応すること。
- (7) 広告を設置するに当たっては、周囲に細心の注意を払いながら安全に設置すること。
- (8) 設置した広告又は広告主等に問題が生じた場合は、速やかに当該広告を撤去し、代替する広告を製作すること。

## 8 その他

- (1) 市は、協定を締結する事業者等による広告主の募集について、市のホームページ等を用いて周知します。
- (2) 広告主は市内に事業所を有する企業等とします。
- (3) 広告に掲載した広告が、使用中において広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、広告内容についての改善を求め、又は市において当該広告の使用を中止する場合があります。この場合において、改善に伴い生じる費用については、事業者等の負担となります。

## 9 申込先及び問合せ先

担当 八代市 企画戦略部 行政改革課

電話 0965-32-4711（直通）

0965-33-4111（代表）内線2576

Email [gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:gyokaku@city.yatsushiro.lg.jp)

住所 〒866-8601 八代市松江城町1-25

(様式1)

平成 年 月 日

## エレベーター内広告設置申込書

(あて先) 八代市長

八代市が募集するエレベーター内広告の設置について、募集要領を承諾の上、以下のとおり申し込みます。

提 供 者	所在地		〒 -
	ふりがな 名称		
	代表者	住所	〒 -
		ふりがな 職・氏名	㊟
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	T E L	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
広告媒体の名称		エレベーター内広告	
広告の内容		後日、承認申請を提出します。	
そ の 他		・八代市の広告関連規程を遵守します。 ・八代市税の滞納はありません。 ・八代市が市税納付状況調査を行うことに同意します。	
備 考		添付資料 1. 見積書<様式2> 2. 広告媒体の概要が分かる資料(関係図面など) 3. 過去3年間における広告事業関係の事業実績 4. 法人の場合、登記簿謄本及び印鑑証明書の写し (個人の場合、住民票の写し及び印鑑証明書) 5. 会社事業概要書	

(様式2)

平成 年 月 日

## 見積書

会社名・代表者名

住 所：

T E L：

F A X：

担当者名：

(あて先) 八代市長

下記のとおり見積いたします。

広告物件名：エレベーター内広告

### 申込金額 (広告掲載料)

月 額 ￥ \_\_\_\_\_ (消費税含)

※月額×1基

3年間合計 ￥ \_\_\_\_\_ (消費税含)

※月額×2基×36ヶ月

# エレベーター内広告の設置業者募集の流れ

